

令和8年9月6日

洋光台第一小学校
校 長 千本 恵子 様
副校長 水和 大 様

**アスベスト除去工事が通学路で行われることに関し、小学校が
保護者連絡網において発信した通知文について**

ガーラ・レジデンス洋光台新築工事
近隣住民まとめ役
横浜市磯子区洋光台〇-〇-〇
〇〇 〇〇

前略 日頃は児童の安全確保のためご尽力頂いていること感謝申し上げます。

さて、貴職等に、令和8年8月20日付け「洋光台第一小学校の通学路におけるアスベスト除去工事について」との書簡を差し上げたものです。

また、アスベスト除去工事の元請け馬淵建設の作業所長らが、夏休みが明ける前に、貴職を訪ね、「アスベスト除去工事に関しての詳細な説明を行った」旨の報告を受けています。

その後、小学校側が、アスベスト除去工事に関し、どのような注意喚起を保護者ら宛てに行うのか注視していたところ、8月26日の16:30に、下記の通知文書が保護者連絡網を通じ保護者宛てに通知されたことを確認しました。

記

保護者の皆様

学区内の洋光台3丁目22番地付近においてマンション建設に伴う工事が行われます。施工事業者からは、安全対策として、歩道付近に複数の誘導員を配置すること、また、**児童の登下校時間帯には工事を行わないことについて説明を受けています。**

学校でも児童の登下校時の安全について指導してまいります。

ご家庭でも、夏休み明け学校の再開に際して、登下校の安全について、お子様へのお声かけをお願いいたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

(原文ママ)

ところで、今回の小学校からの通知文において、「アスベスト除去工事がある」との文字が一切見えず、「登下校時間帯には工事を行わないことの説明を受けた。」との説明を使用していることから、アスベスト除去工事は絶対に安全であると、保護者の方々に間違ったメッセージを伝達していいいます。

アスベスト除去工事に関しては、対象のナマコ壁の周囲を厚さ0.1ミリの極々薄いポリシートで養生(囲うこと)を行うとの施工計画が、作業所長から貴職等々に示されたと思いますが、過去の多くの災害事例からして、安全対策が100%完全な形で継続維持さ

れる保証はどこにもありません。それは、作業内容・雨風の影響など、日々、刻々と作業状態(環境)が変化するのが工事現場の特徴で、絶対安全はあり得ないからです。

作業は、ディスクグラインダーを用いて、アスベストを含有しているナマコ壁の塗材等(表面部分)を剥ぎ落とす作業を行います。それなりの安全対策は取られていますが、剥ぎ落した塗材からアスベストが遊離し、上記養生の隙間から漏れ出し、通学路に降り注ぐ可能性も完全否定できない作業です。

前記小学校からの通知文によれば、「登下校の時間帯には、アスベスト除去の工事を行わない。」との説明を施工業者から受けたから大丈夫と小学校が安全宣言し、保護者の安心を導くおそれがある文章になっていますが、下校の時間帯の直前までアスベスト除去工事を行っていれば、下校時に作業を停止したとしても、直前に漏れ出したアスベストを児童が吸い込んでしまうリスクも否定できないものです。

元請けの馬淵建設と近隣住民の間において、アスベスト除去工事を開始する際は、外周部の仮囲い等に「アスベスト除去中」と通行者への注意喚起の看板を掲示するとその約束がなされていますが、突然、その様な表示が出た際に、児童及び保護者が動揺しないように、保護者からのクレームを避けるためにも、貴職等が馬淵建設から説明を受けた内容については、正確な情報提供が極めて重要なことになります。

即ち、本工事現場でアスベストの除去工事がある期間においては、各ご家庭がアスベストの除去工事が通学路の頭上であることを認識し、各ご家庭の判断の基に、その期間だけは、通学路を迂回する選択肢があることを保護者の方々に周知することが、後から、アスベスト除去工事があることを知った保護者の方々からの責任追及を未然に防止する、事前の策と思料します。

是非とも、上記内容をご再確認し、①アスベスト除去工事あること、②除去工事の際にアスベストを吸い込む可能性があること、③アスベスト除去期間中は、通学路を迂回(変更)しても良い選択肢があることを、保護者の方々に連絡網を通じ正確に伝達することを要請します。また、正確な情報伝達が、現在のリスク管理の常識と言えます。

なお、近隣住民からの質問に対しての馬淵建設の回答書には、アスベスト繊維を吸い込む健康障害として、アスベストを吸引してから長期間を経て、①石綿肺、②肺がん、③悪性中皮腫、④びまん性胸膜肥厚等を発症すると記載されています。

一度、児童がアスベスト吸い込んでしまったら、それに起因する疾病が発生するのは、30年、40年後で、取り返しは付かないものです。

ご検討ください。

以上

注1) 本書簡は、「青空を渡さない会」のホームページに個人情報(公職者は除く)を保護した上で、掲載いたします。ホームページに公開する目的は、ホームページの閲覧者に小学校の保護者が複数いることから、周知するものです。

注2) 対応が無い場合、横浜市教育委員会にも情報提供・相談する予定です。